

第 15 回各医師会新型コロナウイルス感染症担当理事者会 6/3

上記会議で重要な内容がいくつかありましたため、各医療機関に FAX とメールで配信することを検討しています。内容を説明します。

- ① 新型コロナワクチン高齢者接種について＝65 歳以上の方々に 7 月末までに接種を完了するために、7/10 までに 1 回目接種が行うことができない方々が何人いて、それらの方々に広域接種センターでの接種希望があるかを各市町村にアンケートをしています。現在田川市の福岡県立大学、みやま市の保険医療経営大学で 6/7 より接種開始で運営をしている。(モデルナワクチンを使用)
- ② 筋肉内注射研修会＝歯科医師によるコロナワクチン注射の実施について、歯科医師の注射が行われるのは集団接種会場のみでかつ市町村が必要と認めた場合のみとなっています。現在歯科医師会が管轄して筋肉内注射の実技研修を行っているとのこと。①、②について小郡市、大刀洗町、久留米市に確認したところ②はどれも採用する予定はなし、①は会場が遠いため使わない可能性が高い
- ③ 新型コロナワクチン接種業務にて一時的収入増加して 3 か月の収入を年収に換算すると 130 万円以上となる場合従来であれば被扶養者認定の取消しの対象になるが、コロナワクチンの関連についてはそれが免除になるケースがある。対象者がいるときは添付資料を確認して各医療機関に対応いただく
- ④ ワクチン個別接種の促進について＝資料 3 の P7 参照 ワクチンを特に多く打っているところなどに対し支援と推進のための補助金が決まりました。
 - 1 ワクチン単価に時間外+730 円、休日+2130 円の加算
 - 2 診療所接種回数週 100 回以上を 7 月末までに 4 回以上 +2000 円
 - 3 同じく週 150 回以上を 7 月末までに 4 回以上 +3000 円(重複不可)
 - 4 診療所、病院とも 1 日 50 回以上のまとまった接種 10 万円/日
 - 5 時間外休日の集団接種会場への出務 医師 7550 円/時の補助
 - 6 病院でも週 1 日以上 5 を行うと同じ補助が受けられる
- ⑤ 予診票の変更＝病気の治療の記載の次にあった「主治医から了承をもらっていますか」の文面がなくなります。判断はワクチン接種問診医師が判断することになります。既存の予診票を使用する場合は「いいえ」であっても問診医師が問題ないと判断すれば接種が可能となります。
- ⑥ 新型コロナワクチンの診療録作成について＝予診票の写しを診療録として差し支えないという文面が出ました。資料 3 P22
- ⑦ 対象年齢＝16 歳以上から 12 歳以上に引き下げになりました。それに伴いコミナティの添付文書も変更になりました。資料 3 P28
- ⑧ コミナティの添付文書変更＝⑦の内容に加え、冷蔵庫 2-8℃での解凍の際は 1 か

月保存が可能となりました。

- ⑨ 現在の福岡県の病床と宿泊療養施設の状況＝現在病床数は1346床(うち重症病床172床)を確保、宿泊療養施設はいままで9か所でしたが10か所目を確保し2120室を確保している。療養施設増加に伴いJMAT出務医師の数の確保も重要であり参加できる方はお願いいたします。
- ⑩ 第5波に備えた対応＝自宅療養者、高齢者施設での療養者、宿泊療養施設での療養者に対して受診及び往診による診察治療検査を行う医療機関を現在の診療・検査医療機関で対応いただきたいということでアンケート調査を予定している
- ⑪ 上記の自宅療養、施設療養、宿泊療養されている方々の重症化の指標としてSpO2が大切になるが、発生届で記載がないことが多い、そのため発生届(別紙)としてSpO2、基礎疾患、認知症について記載をして提出をすることを検討しているとのことであったがこちらはすでにHER-SYSにて提出しているところは追加のFAXが必要になるなどの手間となるため反対意見が出ていた。

以上になります。各医療機関には③-⑨の内容をFAXで通知して、全部で70枚ほどあるPDFの資料についてはメールで送りFAXにその旨記載をすることといたします。